

有機農業の本気度を問う

環境と調和した農業①

2024年(令和6年)7月29日(月曜日)

日本農業新聞

リサード
一

改正食料・農業・農村基本法は、環境と調和した食料システムの確立を柱の一つに位置付けた。その意味合いとJAグループの対応について、農的・社会デザイン研究所代表の眞谷栄一氏が8回に分けて解説する。

農水省は2021年5月に策定したみどりの食料システム戦略で、50年までに①農林水産業の二酸化炭素(CO₂)ゼロエミッション、②化学農薬の50%低減③化学肥料の30%低減④有機農業の取り組み面積割合を25%(100万ha)に拡大などとの目標を打ち出した。

しかし、食料安全保障とみどり戦略への対応が大きなポイントになると注目された食料・農業・農村基本法の改正では有機農業について明記はなく、自然循環機能維持増進がうたわれるにどどまつた。ただし、改正法成立に先立つてまとめられた付帯決議で「有機農業の推進」が書き込まれてはいる。

突然、高いハードルで打ち出されたみどり戦略だが、改正法ではその本気度を確認することは難しかつた。

みどり戦略関連で最近、目立った動きとしては、学校給食への有機農産物活用の動きかけ、オーガニックビレッジの推進、オーガニックライフスタイルEXPOの開催などがある。

EXPOは東京で既に3回開催され、今年6月で初めて西日本、京都で開かれた。悪天候にもかかわらず、2日間で入場者数は約3000人と大盛況だったようだ。需要、流通両サイドでの活発な動きはうかがえるが、生産サイドではみどり戦略の浸透自体が十分とは言い難い。それだけにJAグループの動きが目標達成の大きな鍵を握っていると言えよう。(8回連載)

眞谷 栄一 1948年生まれ、宮城県出身。農林中央金庫勤務、農林中金総合研究所の常務取締役、特別理事を経て、2013年に農的・社会デザイン研究所を立ち上げる。現在は、東京都西東京市と山梨県山梨市牧丘町の二地域居住で週末農業を楽しむ。最新著は

「生産消費者が農をひらく」。

